

○純愛の聖地庵治・観光交流館条例施行規則

平成20年12月22日規則第77号

改正

平成21年5月26日規則第38号

平成26年4月1日用字用語整備施行

純愛の聖地庵治・観光交流館条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、純愛の聖地庵治・観光交流館条例（平成20年高松市条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

**第2条** 純愛の聖地庵治・観光交流館（以下「観光交流館」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

**第3条** 観光交流館の休館日は、火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(入館者の遵守事項)

**第4条** 観光交流館の入館者（以下「入館者」という。）は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 他の入館者の迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (3) 火気を使用しないこと。
- (4) 危険物又は動物を持ち込まないこと。ただし、身体障害者が同伴する身体障害者補助犬については、この限りでない。
- (5) 許可なく物品等の販売又は展示、びら等の配布その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) その他観光交流館の係員の指示に従うこと。

(損傷等の届出)

**第5条** 入館者は、観光交流館の施設・設備等を損傷し、又は滅失したときは、純愛の聖地庵治・観光交流館施設・設備等損傷・滅失届（別記様式）を直ちに市長に提出しなければならない。

（指定管理者が行う業務）

**第6条** 条例第6条第5項第3号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- （1） 観光交流館の維持管理
- （2） 観光交流館の利用に関する業務のうち、次に掲げるもの
  - ア 物品等の販売又は展示、びら等の配布等の許可に関する業務
  - イ 第4条第6号の規定により係員が行う業務に係るもの
  - ウ その他市長が必要と認める業務

（委任）

**第7条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年4月1日から施行する。

（高松市庵治文化館条例施行規則の廃止）

- 2 高松市庵治文化館条例施行規則（平成20年高松市規則第41号）は、廃止する。

（条例附則第2項の規則で定める日）

- 3 条例附則第2項の規則で定める日は、平成21年6月6日とする。

附 則（平成21年5月26日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

（あて先）高松市長

届出者 住 所

氏 名 ㊟

（法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号 ー

純愛の聖地庵治・観光交流館施設・設備等損傷・滅失届

次のとおり純愛の聖地庵治・観光交流館の施設・設備等を損傷（滅失）したので届けます。

損傷（滅失）した日時	損傷箇所 （滅失物件）	数量	損傷（滅失）の 内 容 又 は 程 度
年 月 日 時 分			
年 月 日 時 分			
年 月 日 時 分			
損傷（滅失）の理由			

注 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。